

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構寄附金等取扱規程の概要

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構寄附金等取扱規程
内 容	<p>1. 寄附金規程の制定</p> <p>山梨県立病院機構ではこれまで患者・患者家族から寄付を受入れてきたが、寄附の内容、受入に当たっての手続きについて明確な規程がなかった。</p> <p>また、他の多くの地方独立行政法人では寄附金規程を設け、ホームページで広く寄附を呼びかけるとともに、寄附の状況を公表している。</p> <p>このため、当機構においても寄附金規程を制定し、寄附として受け入れることのできる内容、手続き、寄附の使用等について明確するとともに、ホームページで寄附を呼びかけることとする。</p> <p>※参考別紙：当機構の寄附の受入れ状況 他の地方独立行政法人の寄附の受入状況</p> <p>2. 寄附金等取扱規程の内容</p> <p>(1) 寄附の内容を次のとおりとした（第2条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 寄附金 （法人の業務に資する目的で寄附される現金（小切手を含む。）</li> <li>② 施設設備その他の財物の寄贈</li> <li>③ 奨学寄附金 （組織及び研究内容を指定した寄附金）</li> </ul> <p>(2) 受入の制限（第3条）</p> <p>法人の業務と認められない寄附金、法人の不利益や負担、将来にわたっての保管又は管理が必要となる財物の寄贈は原則として受け入れないこととした。</p> <p>(3) 受入の手続き（第4条～第7条）</p> <p>寄附の申し出から受入の承諾又は辞退までの手続きを定めた。</p> <p>奨学寄付金については、受領することにより寄附者との間に利害関係が生じる恐れがあることから、各病院の臨床研究に関する委員会の審査を受けることとした。</p> <p>(4) 寄附金等の使用（第8条）</p> <p>寄附金等の使用は原則歳入歳出予算に計上するとともに、補助簿により管理することとした。</p> <p>(5) 情報公開</p> <p>寄附金等について、寄附者から申し出がない限り原則ホームページで公開することとした。</p> <p>(6) 寄附金に関する事務</p> <p>寄附金に関する事務は、中央病院にあっては総務課及び企画経理課、北病院にあっては総務医事課で行うこととした。</p>
特記 事項	令和元年10月 日から施行する。

(参考別紙)

1. 山梨県立病院機構の寄附の受入事例 (H28年~)

年月	寄附者	寄附内容	備考
H28.1	(公財) 山日YBS厚生文化事業団	車いす2台	
H28.6	患者	体温計100個	
H28.12	山梨トヨタ自動車(株)	車いす2台	70周年記念
H28.12	NPOがんフォーラム山梨	絵本、ブロック	小児病棟用
H29.5	患者	100万円	医療向上のために寄附
	使途: エアストレッチャー58万円 9B空気清浄器: 23万円 車いす: 9.6万円など		
H29.7	患者の家族	絵本140冊	
H29.10	患者	書籍60冊	
H30.7	山梨ヤクルト(株)	車いす1台	
H30.12	患者	患者用パジャマ	
H31.3	(公財) 山梨県移植推進財団	3万円	臓器移植の推進
R1.5	医療法人INSYSTEM	クリーンベンチ	検査部設置
毎年	NPOがんフォーラム山梨	絵本等	
毎年	患者	がん患者用キャップ	
その他	患者	絵画、杖、置物	本人作成

2. HPから確認できた他の法人の寄附制度

(備考欄に記載のあるもの以外はH30年度)

法人名	寄附内容	備考
東京大学医学部附属病院	奨学寄付金 16億8,200万円 現物寄附 9百万円	
長野県立こども病院	ドクターカー 2,500万円	公募型
静岡県立病院機構	奨学寄付金 15万円 奨学寄付金 180万円	H29年度
神奈川県立精神医療センター	寄附金 33万円	
岐阜県総合医療センター	寄附金 10万円	
三重県立総合医療センター	寄附金 50万円	H28年度
大阪市総合医療センター	寄附金 217万円 車いす、チャータークルーズ招待	
りんくう総合医療センター	寄附金 430万円	
その他寄附制度を設けている都道府県立の地方独立行政法人		
宮城県立こども病院、宮城県立病院機構、秋田県立病院機構、東京都健康長寿医療C、大阪府立病院機構、岡山県精神科医療C、佐賀県立医療センター好生館		

寄附金取扱規程対照表

**資料1**

三重県立病院機構	山梨県立病院機構案	備考
(趣旨)  第1条 この規定は、 <u>地方独立行政法人三重県立総合医療センター</u> （以下「法人」という。）における寄附金、施設設備その他の財物の寄贈等（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。	(趣旨)  第1条 この規程は、 <u>地方独立行政法人山梨県立病院機構</u> 機構（以下「法人」という。）における寄附金、施設設備その他の財物の寄贈等（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。	法人名修正
(定義)  第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (1) 寄附金とは、寄附者が <u>法人定款第17条</u> に定める業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄附する現金又は有価証券をいう。  (2) 施設設備その他の財物の寄贈とは、寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産をいう。  (3) 奨学寄附金とは、第1号に定める寄附金のうち、研究の奨励を主たる目的として、組織及び研究内容を指定した寄附金をいう。	(定義)  第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (1) 寄附金とは、寄附者が <u>法人定款第20条</u> に定める業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄附する現金（小切手を含む。）をいう。  (2) 施設設備その他の財物の寄贈とは、寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産をいう。  (3) 奨学寄附金とは、前2号に定める寄附金のうち、研究の奨励を主たる目的として、組織及び研究内容を指定した寄附金をいう。	定款条項の修正  ・現金、小切手  （有価証券は、保有・売却の手続きがあるため規定しない。）  ・現物での寄附  ・奨学寄附（研究のため、組織・内容を指定した寄附）
(受入れの制限)  第3条 寄附金等を受入れようとする場合において、次の各号に該当するものは、これを受入れることができない。  (1) 法人の業務と認められない寄附金等	(受入れの制限)  第3条 寄附金等を受入れようとする場合において、次の各号に該当するものは、これを受入れることができない。  (1) 法人の業務と認められない寄附金等	特定職員向け寄附、条件付き・負担付寄附等を除外

寄附金取扱規程対照表

(2) 特定職員の利用を条件とした寄附金等	(2) 特定職員の利用を条件とした寄附金等
(3) 当法人に不利益や負担を伴う次の条件が付されている寄附金等	(3) 当法人に不利益や負担を伴う次の条件が付されている寄附金等
ア 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。	ア 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。 イ 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。 ウ 寄附金等による研究の成果を寄附者に報告すること。 エ 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
イ 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。	イ 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。 ウ 寄附金等による研究の成果を寄附者に報告すること。 エ 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
オ 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができる。 カ その他理事長が特に法人の業務に支障があると認める条件	オ 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができる。 カ その他理事長が特に法人の業務に支障があると認める条件 2 前項に掲げるもののほか、寄附金等の受入れによつて法人に大きな財政負担を伴うものは受け入れることができない。
(受入れの受理)	(受入れの受理) 第4条 理事長は、寄附申出書（様式第1号）により、寄附の申出を受けるものとする。
(受入れの決定)	(受入れの決定) 第5条 寄附金等の受入れの承諾又は辞退の決定は、原則として地方独立行政法人山梨県立病院機構事務決裁規程（平成22年）決裁規程に決裁

## 寄附金取扱規程对照表

<p>め選学寄附金受入審査会の議を経ることとし、人を対象とする医学研究に対する寄附金の受入れの場合にあつては、加えて倫理委員会の承認を得るものとする。</p>	<p>年規程第8号) 第3条の例による。 ただし、奨学生寄附金の受入れの承諾の決定に当たっては、県立中央病院又は県立北病院(以下「各病院」という。)に設置されている臨床研究に関する委員会の承認を経ることとし、人を対象とする医学研究に対する寄附金の受入れの場合にあつては、加えて倫理委員会の承認を得るものとする。</p> <p>(受入れの承諾・辞退)</p> <p>第6条 前条に定める決定の結果、寄附の受入れを承諾又は辞退する場合は、寄附者に対し寄附受入承諾書(様式第2号)又は寄附受入辞退書(様式第3号)を送付するものとする。</p> <p>(寄附の受領)</p> <p>第7条 理事長は、前条の受入れの承諾に基づき、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書(様式第4号)を送付</p>	<p>者の規定があることから、同規程の例によることとした。「原則として」とあるのは、理事長が決定することを想定している。</p> <p>奨学生寄附金の受入手続きは既存の委員会を活用することとした。</p> <p>第2項は第11条があるため、削除。</p> <p>決算において寄附は計上され、附属明細書にも記載されるため削除</p> <p>(受入れの承諾・辞退)</p> <p>第6条 前条に定める決定の結果、寄附の受入れを承諾又は辞退する場合は、寄附者に対し寄附受入承諾書(様式第2号)又は寄附受入辞退書(様式第3号)を送付するものとする。</p> <p>(寄附の受領)</p> <p>第7条 理事長は、前条の受入れの承諾に基づき、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書(様式第4号)を送付</p>	<p>第6条:受入の承諾</p> <p>第7条:受領書の交付</p>
<p>2 奨学寄附金受入審査会に關し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>2 (削除)</p>	<p>3 (削除)</p>	<p>第2項は第11条があるため、削除。</p>
<p>3 理事長は、第1項の受入れを決定した時は、理事会へ報告するものとする。</p>	<p>3 (削除)</p>	<p>決算において寄附は計上され、附属明細書にも記載されるため削除</p>	<p>第6条:受入の承諾</p> <p>第7条:受領書の交付</p>

## 寄附金取扱規程対照表

<p>するものとする。</p> <p>2 事務局長は、寄附受入台帳（様式第5号）を備え、寄附金等を受領した場合には速やかに記録するものとする。</p> <p>3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項、寄附の用途その他必要と認められる事項を記録するものとする。</p>	<p>するものとする。</p> <p>2 法人本部又は各病院の事務局長は、寄附受入台帳（様式第5号）を備え、寄附金等を受領した場合には速やかに記録するものとする。</p> <p>3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項、寄附の用途その他必要と認められる事項を記録するものとする。</p>	<p>寄附の管理は、受入先で行うこととした。</p> <p>2 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用又は利用しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項、寄附の用途その他必要と認められる事項を記録するものとする。</p>
<p>(寄附の使用)</p> <p>第8条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。</p> <p>2 寄附金を使用する場合については、原則として歳入歳出予算に計上することとし、入出金の明細、残高等については補助簿により別に管理する。</p>	<p>(寄附の使用)</p> <p>第8条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用又は利用しなければならない。</p> <p>2 寄附金を使用する場合については、原則として歳入歳出予算に計上することとし、入出金の明細、残高等については補助簿により別に管理する。</p>	<p>(寄附の使用)</p> <p>第8条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用又は利用しなければならない。</p> <p>2 寄附金を使用する場合については、原則として歳入歳出予算に計上することとし、入出金の明細、残高等については補助簿により別に管理する。</p>
<p>(情報公開)</p> <p>第9条 寄附金等に関して、次に掲げる各号の情報については、法人のホームページで、その情報を公開する。ただし、寄附金等（奨学寄附金を除く）について、情報公開を希望しないとの申出があった場合は、非公開とすることができる。</p> <p>(1) 寄附者 (2) 寄附目的 (3) 寄附内容 (4) その他必要と認める事項</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第9条 寄附金等に関して、次に掲げる各号の情報については、法人のホームページで、その情報を公開する。ただし、寄附金等（奨学寄附金を除く）について、<u>寄附者から</u>情報公開を希望しないとの申出があった場合は、情報の一部または全部を非公開とすることができます。</p> <p>(1) 寄附者 (2) 寄附目的 (3) 寄附内容 (4) その他必要と認める事項</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第9条 寄附金等に関して、次に掲げる各号の情報については、法人のホームページで、その情報を公開する。ただし、寄附金等（奨学寄附金を除く）について、<u>寄附者から</u>情報公開を希望しないとの申出があった場合は、情報の一部または全部を非公開とすることができます。</p> <p>(1) 寄附者 (2) 寄附目的 (3) 寄附内容 (4) その他必要と認める事項</p>

## 寄附金取扱規程対照表

(事務局)	第10条 寄附金に係る事務は、県立中央病院にあっては総務課 及び企画経理課、県立北病院にあっては総務・医事課が行うも のとする。 (※中央病院では、総務課が寄付の受入手続き、HPの公表を企 画経理課が入金、便途、支出、会計処理を担当)	第10条 受入の手続き、便途 の検討及び会計処 理を行う事務局を 明記
(委任)	第10条 この規程に定めるものほか、寄附金等に關し必要な 事項は、理事長が別に定める。	第11条 この規程に定めるものほか、寄附金等に關し必要な 事項は、理事長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

この規程は、平成28年11月22日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この規程は、令和元年10月 日から施行する。

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構寄附金等取扱規程(案)

令和元年 月 日  
規 程 第 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)における寄附金、施設設備その他の財物の寄贈等(以下「寄附金等」という。)の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金とは、寄附者が法人定款第20条に定める業務(以下「法人の業務」という。)に資する目的で法人に寄附する現金(小切手を含む。)をいう。
- (2) 施設設備その他の財物の寄贈とは、寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産をいう。
- (3) 奨学寄附金とは、前2号に定める寄附金のうち、研究の奨励を主たる目的として、組織及び研究内容を指定した寄附金をいう。

## (受入れの制限)

第3条 寄附金等を受入れようとする場合において、次の各号に該当するものは、これを受入れることができない。

- (1) 法人の業務と認められない寄附金等
- (2) 特定職員の利用を条件とした寄附金等
- (3) 当法人に不利益や負担を伴う次の条件が付されている寄附金等
  - ア 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
  - イ 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
  - ウ 寄附金等による研究の成果を寄附者に報告すること。
  - エ 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
  - オ 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
  - カ その他理事長が特に法人の業務に支障があると認める条件
- 2 前項に掲げるもののほか、寄附金等の受入れによって法人に負担を伴うものは原則として、受け入れることができない。

(申出の受理)

第4条 理事長は、寄附申出書（様式第1号）により、寄附の申出を受けるものとする。

(受入れの決定)

第5条 寄附金等の受入れの承諾又は辞退の決定は、原則として地方独立行政法人山梨県立病院機構事務決裁規程（平成22年規程第8号）第3条の例による。

ただし、奨学寄附金の受入れの承諾の決定に当たっては、県立中央病院又は県立北病院（以下「各病院」という。）に設置されている臨床研究に関する委員会の承認を経ることとし、人を対象とする医学研究に対する寄附金の受入れの場合にあっては、加えて倫理委員会の承認を得るものとする。

(受入れの承諾・辞退)

第6条 前条に定める決定の結果、寄附の受入れを承諾又は辞退する場合は、寄附者に対し寄附受入承諾書（様式第2号）又は寄附受入辞退書（様式第3号）を送付するものとする。

(寄附の受領)

第7条 理事長は、前条の受入れの承諾に基づき、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書（様式第4号）を送付するものとする。

2 法人本部又は各病院の事務局長は、寄附受入台帳（様式第5号）を備え、寄附金等を受領した場合には速やかに記録するものとする。

3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項、寄附の使途その他必要と認められる事項を記録するものとする。

(寄附の使用)

第8条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用又は利用しなければならない。

2 寄附金を使用する場合については、原則として歳入歳出予算に計上することとし、入出金の明細、残高等については補助簿により別に管理する。

(情報公開)

第9条 寄附金等について、次に掲げる各号の情報については、法人のホームページで、その情報を公開する。ただし、寄附金等（奨学寄附金を除く）について、寄附者から情報公開を希望しないとの申出があった場合は、情報の一部または全部を非公開とすることができる。

- (1) 寄附者
- (2) 寄附目的
- (3) 寄附内容
- (4) その他必要と認める事項

(事務局)

第10条 寄附金に係る事務は、県立中央病院にあっては総務課及び企画経理課、県立北病院にあっては総務・医事課が行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年10月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

寄附申出書

年 月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構

寄附申出者

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称・代表者） (印)

電話 ( )

下記のとおり貴法人に寄附を申し出ます。

記

1 寄附の目的

2 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

3 寄附の予定年月日 年 月 日

4 寄附の方法

5 情報公開の希望（※奨学寄附金は記載不要）

希望する · 一部希望する · 希望しない

6 その他

(備考)

1. 「4 寄附の方法」については、ご寄附いただく方法（金銭の金融機関振込、寄附品の現物寄附等）をご記入ください。

様式第2号（第6条関係）

寄附受入承諾書

年　月　日

寄附申出者

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称・代表者）

地方独立行政法人山梨県立病院機構

年　月　日付で申出のあった次の寄附の受入れを承諾します。

記

1 寄附の目的

2 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

3 寄附の予定年月日　　年　　月　　日

4 寄附の方法

5 情報公開の有無

有　・　無

6 その他

様式第3号（第6条関係）

寄附受入辞退書

年　月　日

寄附申出者

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称・代表者）

地方独立行政法人山梨県立病院機構

年　月　日付で申出のあった次の寄附の受入れを辞退致します。

記

1 寄附の目的

2 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

3 寄附の予定年月日　　年　　月　　日

4 寄附の方法

5 その他

様式第4号（第7条関係）

寄附受領書

年　月　日

寄附申出者

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称・代表者）

地方独立行政法人山梨県立病院機構

年　月　日付で次の寄附を受領いたしました。

記

1 寄附の目的

2 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

3 寄附の受領日　　年　　月　　日

4 受領の方法

5 情報公開の有無

有　・　無

6 その他

様式5(第7条関係)

寄附受入台帳

先入受附寄